9月定例会会派一般質問要旨（質問順）

会派代表一般質問　清水　日出夫

問　**庁舎建設位置問題**
合併協定書を反故にできないのでは？
現状と将来を見据え、見直すべきは勇気をもって見直す

答

問1　ダイオキシン問題の解決見通しと、これに要する市の負担想定総額を質す。

A 市長
9月末を目途に第三者調査委員会から中間報告をいただく予定です。これに並行して、今議会での補正予算案の審議後に、具体的な対応を予定しています。負担想定総額は、環境センター管理運営事業等として総額約2億9千100万円の見込みです。なお、大阪湾フェニックスから今後請求される費用は、把握し得ない状況です。

問2　焼却施設の耐用年数を目前に施設周辺の椋川、保坂両区民には、この施設を他所に移転して欲しいという強い意志があるが、将来計画について質す。

A 市長
今後のごみ焼却施設の整備方針は、そのあり方も含め早急に検討する必要があります。

問3　今何故この時期に庁舎建設位置を定める条例改正なのか。まだ時間的余裕があるので、まずダイオキシン問題を解決すべきと考えるが。

A 市長
議会や市民の皆様からいただいた市役所の位置を定める条例との整合を図るべきとのご意見を踏まえ、新市建設計画変更案との整合性を図るため、今議会に提案したところです。
各課題に優先順位を付けず同時進行で取り組み、市民の皆様の信頼に応えることが行政の使命と考え、それぞれの課題に全力で対応します。

問4　市庁舎建設問題では、市民皆様に正確な情報開示ができていない。今津または新旭で庁舎を建設した場合、どれだけ市税を投入しなければならないかという事が地域審議会や議会に触れることなく進められており、全く不条理である。
庁舎位置問題では議会を二分するような状況の中、会派議員と膝を突き合わせ、問題解決を図るべきであるが、そのような動きが見られない。見解を求める。

A 市長
建設費用について、議会や広報紙で考え方をお示しすると共に、地域審議会等、様々な機会でご説明してまいりました。
また、就任直後から各定例会での所信表明や多くの質問にも丁寧にお答えすると共に、その都度説明してまいりました。議会の行財政特別委員会でも議論を重ねていただいたと承知しています。

問5　法に基づき知事を立会人として5町1村の首長と合併協議会委員の皆様によって交わされた合併協定書によって、今の高島市が存在する。市政運営の柱は変えるべきではないと考える。市長の思いでこれを反故にすることはできないと解するが。

A 市長
合併協定書は、皆様が議論を重ねられたものであり、大変重いものと認識しています。しかしながら、現状および将来を見据え、見直すべきは勇気をもって見直すべきと考えます。
また、地域審議会等のご意見や高島経済会様よりただいた建議書から、「見直すべきは見直す」が民意であると確信しています。

3小学校を廃校とする条例案に待った！　宮内　英明

九月定例会に提出された統廃合の対象校であるマキノ北小学校、今津西小学校、広瀬小学校の3校の生徒67名について、経過と今後について伺う。

A 市長
現行の制度では、普通交付税に算入される学校数は、学校基本調査に計上された小中学校で、在学児童・生徒を有することが条件となっていることから、仮に3つの小学校を分校や休校扱いにしても、児童・生徒がいない場合は、交付税算入されることはありません。
廃校となる予定の施設の管理については、今後、「跡地利用検討委員会」を組織し、廃校後の施設の利活用および管理の方針を検討していく予定。

（問）　学校施設であれば交付税対象として対応できると思うが、廃校が決定すれば普通財産扱いになるのでは。分校や休校扱いにできないのか。

（問）　今後、連鎖的に駐在所が廃止し、次に郵便局がなくなるのではと心配されている。過疎対策と逆行するのではないか。

A 地域のシンボルである学校がなくなることに対し、地域の活力維持・向上を図る必要性を強く認識している。
一方、廃校に伴い駐在所や郵便局が連鎖的になくなることはないと聞いています。
市としては、地域の課題について地域住民を中心に解決していこうとする取組に寄り添いながら、地域とともに移住者の受け入れや地域運営に必要な人材の誘致等を図ってまいります。

市職員年次休暇等取得について　前川　勉

最近の市職員（管理職も含む）の勤務ぶりを見ると、多くのイベントや急がれている災害復旧業務、環境センター問題では昼夜兼行で頑張っておられ、健康に支障ないかと心配もしています。余りに忙しすぎると、思考力が低下したり、判断力が鈍ったりしないかと危惧するところで、2点質問します。

問1　年次有給休暇の取得状況及び残業手当の取得状況について、課題があればどのように把握し、今後どのように進めていこうとお考えなのか。

A 年次有給休暇の取得は減で、時間外手当は増となっており、ノー残業デーの設定や計画的取得の奨励をしています。今後は、業務委託や臨時・嘱託職員の任用方法の検討、再任用職員などの活用、バランスのとれた業務分担などが必要と考えます。

問2　振替休日制度についても、取得状況および課題があればどのように把握し、今後どのように進めていこうとお考えなのか。

A 取得できていない職員もいるが、全庁的に状況調査し検討する必要があると考えています。

◎その他の質問
公共施設等総合管理計画および公会計整備の推進について

本庁舎の整備について　早川　康生

広報「たかしま」8月号のなかに、「市本庁舎・支所整備は、このように考えています。」との特集記事がありました。このなかで以下の点について問います。

問1　本庁舎の整備の必要性について

A 現在の本庁体制は、3か所に分散している。そのため、市民サービスの向上や、災害対応の二元化を図るためには市本庁舎の整備が必要となる。

問2　本庁舎の整備は財政状況を踏まえた整備か。

A 今後とも、投資的経費の抑制や削減が不可欠であることから、市本庁舎の整備にあたっても必要な機能を確保しながら最小の経費で整備することが肝要。
新旭の方が今津に比べて50年間のトータルコストは22億円安くつく。

右記傍線部分について資料請求したところ、9月10日の総務常任委員会で提示されたが、その資料について以下のように思います。
①トータルコストの考え方に疑問。
②今津庁舎　1棟（9600㎡）約35億円、新旭庁舎　2棟（4200㎡と5400㎡）合計約31億
2棟つくる方が4億円も安いのは常識外。
③現新旭庁舎の建替えの場合、南側駐車場に建て替えを計画するとあるが、容積率200%、建ぺい率60%の約2000㎡の駐車場用地に、5400㎡の庁舎の建設は出来ない。

◎その他の質問
農業生産物の内の特産品づくりについて

子ども・子育て支援新制度について　秋永　安次

子ども・子育て支援新制度の基本指針が取りまとめられました。

問1　新制度が導入されるに際して、市の就学前の子どもたちの保育と教育について、その量と質の確保は。

A 子ども・子育て支援事業計画を策定中であり、現在、事業ごとの「量の見込み」と「確保方策」を子ども・子育て会議で審議しています。

問2　放課後児童健全育成事業について、施設数や設備内容、指導員数や指導内容、運営経費、さらには要特別支援児童や障害児の受け入れなどについての現状は。

A 10か所で開設しています。
平日は、放課後から長いところで午後7時まで開所され、4月時点で35名の指導員が、児童のおやつや宿題、集団遊びなど家庭での生活に必要である内容を、各学童保育所で決められたスケジュールにより保護者が迎えに来るまで行っています。運営経費は、市からの補助金と保護者からの保育料で運営されております。

問3　いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する現状は。

A すべての児童生徒を対象にしたいじめを未然に防止するための教育を実施しております。子ども同士が支え合う児童生徒の主体的な活動を推進しております。いじめの早期発見の取組としては、児童生徒だけでなく保護者へのいじめアンケートの実施や全校児童生徒を対象にした教育相談の実施、行政機関による電話相談等児童生徒がいじめを訴えやすいよう、体制を整備しております。

台風18号の復旧状況と災害対策について　万木　豊

ちょうど1年前の9月に発生した台風18号の影響で、市内全域で大変大きな被害を受けました。その18号では全国で初めて特別警報が発令されました。先月の8月28日には高島支所において鴨川災害復旧助成工事説明会が満席の会場で行われ、河川に近い住民の皆さんの悲痛な思いや、工事着手までの経緯が問われました。そこで、次の点について問うものであります。
①現時点での河川の復旧状況を問う。
②同じく道路の復旧状況を問う。
③更には、農地、田んぼの復旧状況を問う。
④先日の台風11号は復旧現場に影響はなかったか。
以上4点を問う。

A まず1点目の、河川の復旧状況につきましては一級河川では57箇所ですべて発注済みです。普通河川では9箇所あり、その内8箇所は発注済みです。
次に、2点目の「道路の復旧状況」でありますが、県道で22箇所、市道で44箇所あり、県道につきましてはすべて発注済みであり、市道につきましては一部測量や土質調査が必要な工事を除き発注済みです。今後の河川、道路の復旧状況につきましては、すでに8箇所は竣工しており、その他につきましては年内に竣工する現場もありますし、いずれにいたしましても今年度中にすべてが竣工する予定です。
4点目の「台風11号は復旧現場に影響はなかったか」ですが、鴨川につきまして工事中の現場におきまして護岸の崩壊や、瀬替えのための盛土が流出したり、応急復旧の大型土嚢が流出するなどの被害が発生しています。それらにつきましては、鴨川の復旧工事を進めています現場であり、その中で必要な工事を行う予定であります。また、朽木の栃生地先、国道367号の災害復旧現場で、完成間近な現場におきまして、再び護岸が崩壊し一時通行止めになりましたが現在では通行可能となっています。